

本市では、当地域における中小企業の重要性を深く認識し、地域社会全体で中小企業の振興を図るため、平成25年4月に「名古屋市中小企業振興基本条例」を施行し、活力ある豊かな名古屋市の実現を目指し、中小企業の経営基盤の強化や、挑戦する意欲の増進等、様々な支援策を講じています。

### ■名古屋市中小企業振興基本条例

<https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/1026688/1026690.html>



### ■名古屋市産業振興ビジョン

<https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/1026688/1026692.html>



このハンドブックで紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業」及び「小規模企業」とは、以下のとおりです。

### ■中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

※法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本1億円以下の企業が対象です。

※中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業とする場合があります。

### ■小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

※「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

※商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業は従業員20人以下の事業者を小規模企業者としています。

中小企業の定義について詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

